

1. 議事日程

〔平成31年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成31年 2月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について |
| 日程第4 | 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第5 | 施政方針 |
| 日程第6 | 議案第25号 平成31年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第7 | 議案第26号 平成31年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第27号 平成31年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第28号 平成31年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第29号 平成31年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第30号 平成31年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第31号 平成31年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第32号 平成31年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第33号 平成31年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第34号 平成31年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第16 | 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第2号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第3号 安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例 |
| 日程第19 | 議案第4号 安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第20 | 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第6号 新市建設計画の変更について |
| 日程第22 | 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第23 | 議案第8号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第9号 安芸高田市認定こども園設置及び管理条例 |
| 日程第25 | 議案第10号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第11号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第12号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第28 | 議案第13号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第29 | 議案第14号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例 |

- 日程第30 議案第15号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第16号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第17号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第18号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 議案第19号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第20号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第21号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第22号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第23号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第24号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	大下正幸	10番	山本優
----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦

企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊莊		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	岩崎猛	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	小島佳宏



午前10時00分 開会

○先川議長 平成31年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
岩崎事務局長。

○岩崎事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、1件の報告がありました。
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第4点、監査委員より、平成30年12月分、及び平成31年1月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番 大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会の報告をいたします。
平成31年第1回定例会の運営につきまして、去る1月23日、2月13日、及び2月19日に、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月15日までの23日間といたしました。

議事の都合により、2月22日から24日、26日、27日、3月1日から3月3

日、及び3月6日から3月14日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意2件、議案34件の計36件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号から第7号の7件は、総務企画常任委員会へ、議案第8号から第10号、第14号の4件は、文教厚生常任委員会へ、議案第15号から議案第34号までの20件を予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の同意2件、議案3件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、2月13日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した平成31年第1回定例会会期中に委員会で審査される陳情等の一覧のとおり、委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、13人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、2月28日を7人、3月4日を6人といたします。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は23日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○先川議長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件、及び日程第4、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の2件を一括して議題といたします。

ここで永井初男君の退場を求めます。

暫時、休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成31年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ、御参集を賜り、ありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、同意2件、条例関係14議案、予算関係20議案を提出させていただきました。どうかよろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

同意第1号、及び同意第2号の2議案について、一括して提案理由の御説明をいたします。

まず、同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴う教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。平成31年4月27日をもって任期満了となる永井初男さんを引き続き任命したいとしますのでございます。

永井初男さんは、昭和52年に加計小学校の教諭になられ、以来、約35年間の教師生活の中で、学校現場を中心に教育にかかわってこられ、平成24年3月に吉田小学校校長を最後に退職をされました。その後、平成24年4月からは、安芸高田市教育委員会教育長として、現在まで安芸高田市教育行政の事務執行責任者として、リーダーシップを発揮していただいております。本市教育行政にも精通し、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられ、まさに教育長として適任であると確信をしており、このたび任命をしたいと考えております。

なお、任命後の任期につきましては、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成31年4月28日から平成34年4月27日までの3年でございます。

次に、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明をいたします。

本件は、本年4月27日付で任期満了により退任をされる、天清一亮さんの後任として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、廣瀬ゆみ子さんを教育委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

廣瀬ゆみ子さんは、昭和50年に旧吉田町に保育士として採用され、保育現場を中心に約39年間の長きにわたり、保育行政にかかわってこられ、平成26年3月に吉田保育所長を最後に退職をされました。その後、平成29年10月からは、本市の地域未来塾の講師として御活躍をいただき、本市の教育委員として適任であると確信をしております。

なお、任命後の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成31年4月28日から平成35年4月27日までの4年でございます。

以上、同意第1号及び同意第2号について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

どうかよろしく御審議の上、同意をいただきますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議あり)

○先川議長 異議があるようですから、これより質疑に入ります。  
同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 同意第1号に関して、市長にお伺いしたいと思います。

先ほど、任命同意についての市長のお考えがありまして、それに異議があるわけではありませんが、非常に安芸高田市の教育行政、厳しい状況にあります。とりわけ、子供たちの学校教育の評価である成績、そういったものもかなりの厳しい状況にあるというふうに聞いておりますが、

そこで、この3年間の教育長の役割、それをどのように評価をされて、さらに今後3年間の教育長としての任を任せるということでありますが、何を一番、永井教育長に求めてこの選任同意を出されたのか。ということをまず確認したいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 教育行政は私の掲げる人口減対策一貫の大切な行政でございます。このことについて、いろいろ課題はございますけれども、学校教育の学力を上げるために、例えばICTを使った教育行政について、非常に熱心に取り組んでおられますので、こういうことも期待をして、期待を込めて、人口減対策の成果を求めて、このたび任命をいたすものでございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 そういった取り組みというのが、この3年間のいろいろ施策の中で方向性を出されてきて、これから結果を出すんだというふうな状況に市長もお考えだと思うんですね。

そういった状況の中で、この3年間の状況を見ますと、教育の組織のあり方も変わりましたので、市長の権限が非常に大きな役割を担う、そういった体制になりました。そういった中で、市長と教育長との関係を見てみますと、市長の権限が非常に強くなったということもありますので、教育長の本来の力が十分出し切れてなかったんじゃないかなというふうに私は見受けさせていただいたんですね。

そういった意味で、市長が永井教育長に求められるという今後3年間のことをどのようにされるかということもありますけれども、やはり教育行政のいわゆる実質的なトップが教育長でありますので、そこらあたりの権限をもう少し、しっかり表に出せるような形、例えば先般の高宮地区の小学校の統合問題の中で、いろいろ議会でも質問があった中で、

具体的には言いませんが、一部訂正するような発言もあったということ。これは教育長にも確認をしましたが、市長のおっしゃるようなことはないんですよというようなこともありましたので、であれば、教育長がしっかりそこら辺を教育長として市長に正していく、そういったことがスムーズにできるような関係をつくっていただきたいという思いがしておりますので、ぜひとも教育長の、永井教育長のこれまでの実績、知見、そういったものは非常に私も評価はしていますので、市長におかれましては、それをしっかり引き出すような、そういった関係をつくっていただいて、今後3年間の教育行政をさらに発展をさせていただくようにしていただきたいと思いますが、その辺についてのお考えを改めてお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このたびの法律改正によりまして、私が教育に関与できるということになりましたけれども、これいい意味の関与であって、行政というものを教育委員会の方々にもうまく理解してもらおうという意味の関与でございますので、私がまるっきり入り込んで、教育行政をどうのこうのではございません。

今、安芸高田市ですね、非常に連携をうまくとってやっていますので、御心配をなさらないようにしてもらいたいと思います。

しっかり頑張っていきたいと思いますので、御理解してください。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 市長がそういうお考えであれば安心はするんですが、現状はそのように見えない部分も多々ありましたので。

やはり教育行政の実態を十分把握されておれば、先般のような訂正をするような発言っていうのもないと思いますので、今市長がおっしゃったようなことを今後3年間、教育長に基本的なところは任せるんだというふうな観点でしっかりと強い連携とっていただきながら、永井教育長の力を十分発揮できるような、そういった体制づくりを改めてつくっていただきたいと思いますので、改めて確認をしておきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 何回も申しますけれども、ちゃんと永井教育長と連携をとって、このたびの高宮の統合問題についても、しっかりと議論した上で、こういう判断したんで、御理解してください。

よろしく願います。しっかり頑張ってます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)



○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本件は討論、及び委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、討論、及び委員会への付託を省略いたします。  
これより同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

これより、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 施政方針

○先川議長 日程第5、施政方針。
これより、市長の施政方針の表明を受けます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成31年第1回定例会の開会に当たり、施政運営に関する私の所信と、平成31年度当初予算における主要施策の概要について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本年は、平成最後の年となりますが、5月には新元号が始まり、まさに新しい時代をスタートする年となります。本市におきましては、1日も早い災害からの復興を目指すと同時に、最重要課題として位置づけ取り組んでおります人口減対策の成果を形にする年にしたいと考えております。

本市におきましては、歳入全体の40%を占める普通交付税の合併特例加算措置の段階的な減額が、平成26年度から始まり、平成31年度が最後となります。この減額につきましては、全国で本市を初めとする8つの市町が連携をとり、国に働きかけた結果、普通交付税の減額の見直しを実現いたしました。このことにより、当初我が市においては32億円の減

額がございましたけれども、成果として16億円を確保することができました。これは、職員を初め、皆さん方の御協力のたまものと考えております。

厳しい財政状況の中、普通交付税の減少基調はその後も続くことが予想され、厳しい財政運営の不安はぬぐい切れないと思います。また、本市にも大きなつめ跡を残した、平成30年7月豪雨災害につきましても、激甚災害の指定を受け、国も最大限の財政支援を行うとしております。

しかしながら、復旧復興に向けての取り組みの中では、どうしても国の支援等が及ばず、市単独で取り組まなければならないものもございました。その部分につきましても、平素から市が災害時、不測の事態に備えて積み立ててきた財政調整基金を取り崩して、財源充当してきたところでございます。

被災後、財政推計を行い、財政健全化計画の内容につきましても修正し、平成31年度で最終年度となる第3次行政改革大綱の成果と課題を整理し、その後策定する第4次行政改革大綱とともに、財政健全化に向けた取り組み強化をして、厳しい財政状況への不安を払拭するよう努めてまいりたいと思います。

次に、平成31年度当初予算の柱について、御説明申し上げます。

新年度では、第一に災害からの復旧復興に全力を注いでまいります。そして、これまで最重要課題と位置づけ取り組んでまいりました人口減対策を継続して推進し、その効果、特に人口の社会増が見えるような結果を出さなければならないと考えております。安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成36年度の目標人口を推計人口により1,200人プラスした2万7,500人としております。この目標達成に向けて、成果が出せるよう、さらに取り組みを強化してまいりたいと考えております。

この目標人口を達成するため、平成30年度では3つの柱を掲げ、取り組んでまいりました。新年度におきましても、子育て支援の充実、学校教育の充実、地域での仕事づくりの3本柱を基本とし、継続して取り組んでまいりたいと思います。

子育て支援の充実では、在宅育児世帯支援事業給付金を継続するとともに、4月よりスタートする甲田の認定こども園において、病児保育を始めるとともに、地域子育て拠点事業として、園庭開放や子育て情報の積極的提供等、地域における子育ての環境の充実を図ってまいりたいと思います。

学校教育の充実では、児童生徒の学力向上を目指し、取り組みを進めたいと思います。学校規模適正化、英語力の強化、地域未来塾の充実、普通教室に続き特別教室への空調機器整備に加えて、教育のICT化として、電子黒板やタブレット端末を全ての小中学校に導入をしてまいります。

地域での仕事づくりでは、企業誘致や起業支援とともに、サテライト

オフィス誘致を推進いたし、若者定着に向けた働く場の確保を目指してまいりたいと思います。

そのほか、新規・重点施策として、地域の魅力づくりや活力づくりに取り組んでまいります。道の駅整備事業、田んぼアート公園整備事業、民泊事業、新たな森林管理システムの構築、多文化共生に向けた取り組みとして、外国人材の受け入れを進め、外国人の方が安心して暮らせるための施策として、市民総ガイド構想・ホスピタリティで相互満足を掲げるなど、施策を展開してまいりたいと思います。

また、10月から消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、国による支援を超えて、市独自の支援をプラスしたプレミアム付商品券を発行してまいりたいと思います。

これらの取り組みにつきましては、後ほど施策の大綱の中で説明してまいります。

平成31年度の当初予算規模は、一般会計212億3,600万円、対前年比2.1%の増。8つの特別会計は、合計106億6,229万7,000円、対前年比9.9%増であります。地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算合計で15億7,882万3,000円、前年度比5.4%の増となりました。

それでは、施策の大要を御説明申し上げます。

本市の最重点課題として位置づける人口減対策をより充実をさせ、人口の社会増を目指してまいります。そのために、市外から人を呼び込む移住・定住促進をするため、子育て支援の充実、学校教育の充実、地域での仕事づくりを3本柱として継続し、その概要につきましては、これまでの取り組みを振り返るとともに、さらなる充実を図ってまいりたいと思います。

移住者を呼び込むために、まず重要なのは、地域の仕事づくりであります。これまでも、市内に整備してきた光ネットワークを生かした企業誘致や起業支援の推進を行ってまいりました。平成30年度には、お試しオフィスを整備し、実際に企業を現地に招き、執務環境や立地環境、生活環境などを紹介するお試しオフィスモニターツアーを実施いたしました。その結果として、都市部を含め、3社の企業誘致に成功したところでございます。地域における新しい働き方を生み出す環境づくりを促進するため、企業立地奨励金事業、起業支援事業、サテライトオフィス誘致事業を継続してまいりたいと思います。

また、市内企業の人出不足も深刻でございます。外国人労働者の職場への不安軽減や市外から通勤してくる若者の定住、若手社員の職場定着、若者の出会いの場の創出等を目的に、新社会人つながりづくり事業を新設いたします。賛同企業の合同入社式や研修会、交流会の開催等を通じて、外国人労働者を含めた若手社員のつながりを図ってまいりたいと思います。

移住・定住を促進するためには、これまで行ってきた結婚サポート事

業などとともに、住む場の充実が必要でございます。定住促進団地購入補助金や民間活力を導入した住宅団地整備、不動産会社に対するサポート補助金とともに、空き家関連補助金を充実してきたことなどにより、本市への転入者の数は増加傾向にあるところでございます。新年度におきましても継続して取り組んでまいりたいと思います。また、八千代に整備をしている定住促進団地では、新たな試みとして民間事業者と一体となり、現在の補助金を拡充し、市外からの移住者に限定した団地販売を進めてまいりたいと思います。

次に、学校教育の充実であります。

本市では、児童生徒に県内トップレベルの学力を身につけさせることを目標に掲げ、取り組みを進めてまいりました。平成27年度から試行的に導入してまいりました教育のICT化につきましては、授業の理解度の向上に効果もあることから、電子黒板やタブレット端末を順次整備し、新年度をもって市内全小中学校への導入が完了いたします。あわせて効果的な授業の実践のため、学習支援ソフトを導入するとともに、情報活用能力育成のためのプログラミング教育を実践いたします。

また、小学校で英語が教科に加えられることを見据え、外国語指導助手の派遣等英語の指導体制を充実し、英語力の強化を引き続き行ってまいります。あわせて、家庭学習習慣の確立と学力向上を目指して、放課後学習の指導を行う地域未来塾を一層充実し、継続をしてまいりたいと思います。

さらに、学校の教育環境の改善も進めてまいります。この間、市内全ての小中学校の普通教室に空調機器を整備してまいりました。新年度では、今年度の事業を一部繰り越して、特別教室への空調機器の整備を行いたいと思います。

一方、学力向上とともに先生方の働き方を進める一助とするため、市独自としての学習補助員や、教育介助員、中学校で部活動指導員制度を継続するとともに、スクールサポートスタッフを新たに配置し、指導体制の充実を図ってまいりたいと思います。

これまで進めてまいりました学校規模適正化につきましては、八千代小学校、甲田小学校に続いて、この4月より可愛・郷野小学校が統合し、愛郷小学校が開校いたします。さらには、高宮地区の小学校統合が具体化し、新年度では統合先となる船佐小学校の改修を行ってまいります。

次に、子育て支援の充実であります。

本市では保育料の無料化を見据え、平成28年度から実施をしている第2子保育料の半額負担、第3子以降保育料の無料化を新年度も継続いたします。また、今年度より新設いたしました在宅育児世帯支援事業給付金の制度につきましては、想定を大幅に超える申請がございました。新年度におきましても、継続をいたし、ファミリーサポート事業の充実とあわせて、保育料の無料化、24時間保育の実現に向け取り組んでまいりたいと思います。

さらに、保育環境の充実にも努めてまいります。

平成28年度から進めている甲田の認定こども園につきましては、まだ仮称ではございますが、本年4月より甲田いづみこども園としてオープンいたします。この施設内においては、病児・病後児預かりの機能も整備をされ、このことは本市の保育環境の改善に大きく寄与するものと考えております。あわせて、本年4月より、みどりの森保育所、ふなさ保育園、くるはら保育園を保育所型認定こども園に移行をいたします。

また、地域子育て支援事業として、保育所園庭を在宅育児世帯へも開放いたし、公園などの遊び場不足に対応するとともに、保護者からの育児相談への対応や、子育て支援の情報の発信を積極的に行い、地域における子育ての環境充実を図ってまいります。

子育て医療の充実につきましては、対象を18歳まで拡充した医療費の助成を継続をするとともに、不妊治療費助成につきましては、利用者の裾野の拡大を図るよう、一部制度を変更して継続してまいります。

これら、子育ての支援施策、子育ての医療の充実は、県内他市町や子育てのしやすさをPRしている他県の市町村と比べても、遜色のない充実度でございます。学校教育の充実と合わせて、着実に実施いたし、子育てをするなら安芸高田市と市内外に発信してまいりたいと考えております。

市民の生活の利便性を確保する生活インフラの整備・維持につきましては、水道事業では安全な水を安定的に供給するために、持続可能な事業運営を目指します。下水道事業につきましても、平成27年度に策定いたしました長寿命化計画に基づき、浄化センターの対策工事等を継続するとともに、今後は水道事業同様、事業統合を目指して順次取り組みを推進してまいります。

また、新たにマイナンバーカードを利用して、住民票や納税証明書など、全国のコンビニで交付が受けられるサービスに続いて、コンビニがない地域へのサービス向上を目指し、公共施設や郵便局等への自動交付機の設置について検討をしてまいります。

市内の公共交通の柱となるお太助ワゴン・お太助バスにつきましては、より安全で、利便性の高い運行を目指してまいりたいと思います。

昨年4月から三江線の代替交通の運行につきましては、地元住民の皆様方、また多くの関係者の方々に支えられ、スムーズに代替交通に切りかえることができました。また、被災した芸備線につきましては、本年度秋ごろの全線復旧とされておりますが、この間の沿線住民の皆様方の駅舎や周辺鉄道部分のボランティア清掃等、献身的な活動もあり、この4月より中三田・三次間での通勤通学の時間帯の部分復旧が発表されました。沿線住民の皆様方を初め、関係各位の取り組みに心より感謝を申し上げるとともに、本市といたしましても、芸備線を活用した市内への高校へ通学される生徒の支援などとともに、芸備線活性化利用促進に向けた取り組みを強化してまいりたいと思います。

平成17年に整備区間に指定されました、地域高規格道路「東広島高田道路」につきましては、いよいよ吉田町常友地区と向原町正力地区をつなぐトンネル掘削工事が始まります。そのトンネル発生土を活用した産業用団地整備事業を県と連携して行うこととしております。土砂搬入後は、民間企業に売却いたし、企業提案型の区画整備を行い、民間活力を活用した整備を行うものでございます。あわせて主要市道の改良事業にも計画的に進めてまいりたいと思います。

次に、なれ親しんだ地域で市民の皆様が安心して住み続けることができる安全・安心を与える施策についてでございます。

昨年7月の豪雨災害では、お二人のとうとい命が奪われ、今もなお、一人の行方不明者もあります。また、いまだに日常の生活を取り戻せていない市民の方々もおられることにつきましては、心が痛むところでございます。災害の復旧復興の取り組みにつきましては、全力で進めてまいりましたが、災害が残したつめ跡は大きく、その規模の甚大さを改めて実感をしているところでございます。新年度に入りましても、災害からの復興を第一に、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

近年の災害は、複雑化・大規模化をしております。本市といたしましても、これらを踏まえ、消防本部の組織拡充により救急隊の専任化を推進するとともに、特に高度化、専門化する救急及び救助の技術力向上に努め、さらなる災害対応力の強化を図ってまいります。

また、河川の浸水想定区域の公表や土砂災害警戒区域の指定も進んでおりますが、本市のハザードマップには、これらの情報が反映されておられません。そこで、随時更新できるよう、Web版ハザードマップを作成いたし、ホームページで公開するとともに、市民の皆様へ配布用ハザードマップを順次作成をしてまいりたいと思っております。さらに、火災から地域を守るため、消防団車両2台、消防指揮車1台の更新、防火水槽2基の整備を計画しております。

急速な高齢化の進行も、本市の大きな課題の一つでございます。人口減と高齢化が同時に進む状況下では、地域の互助機能や家庭での介護力が低下してまいります。これまで、市民総ヘルパー構想を掲げ、取り組んでまいりましたが、新たな互助・共助の形を整え、外国人の人材も視野に入れながら、地域のさらなる力を引き出し、適切な支援を行っていく必要がございます。

また、消費生活トラブルも後を絶ちません。消費者被害の解決・防止に向け、引き続き消費生活相談体制の充実に取り組んでまいります。

平成29年度より、高齢者の日々の安否確認や生活相談を行い、困り事や心配事を把握し、福祉を効率的に執行するための生活支援員制度がスタートいたしました。全市的な取り組みとなるよう、またこの制度が有効に機能できるよう、研修会や普及啓発を継続してまいりたいと思っております。そして、従来から行ってきた介護予防活動や、生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防を目的とした健康づくり事業を組み合わせ

ることで、健康で充実した生活と医療費抑制の両立を図ってまいりたいと思います。

今年度よりスタートいたしました、市民の皆様方の健康づくりに市内の温泉を活用した取り組みを施設側と連携して継続してまいります。このことは、市民の健康づくりへの意欲を高めるとともに、神楽門前湯治村やたかみや湯の森、エコミュージアム川根など、平日の観光振興施設の利用促進につながるものと期待をしておるところでございます。

さらに、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でございますJA吉田総合病院と連携いたし、地域医療体制の充実、機能強化を図ってまいります。本市の地域医療を支えていただいておりますJA吉田総合病院につきましましては、休日夜間救急業務や救急告示病院としての機能、医療機器更新の財政支援を行ってまいります。

障害者福祉の推進につきましましては、障害者差別解消法の理念に基づき、障害のある方でも庁内の手続に支障がないよう、筆談・手話のサービスの提供ができる体制を整えております。地域社会における共生の実現を図るべく、障害福祉サービスの維持・向上を努めるとともに、障害者の自立と社会参画を目的とした支援や、本人とその家族に対する相談、支援体制の充実に努めてまいりたいと思います。

昨年の教訓を生かし、市民の安全安心を確保するため、冬季の積雪等により孤立が心配される集落、世帯、高齢者の方に対して、市内の温泉施設を一時的な住まいとして確保し、事前に移り住み、安心して生活ができる環境を用意するお太助ハウス事業も継続してまいります。

市内公共施設の配置適正化につきましましては、老朽化した施設の修繕、目的を終えた施設の廃止や譲渡等について進めていかななくてはなりません。道路や橋梁、上下水道等のインフラ施設の更新時期も迫っております。長寿命化とあわせて適切な維持管理を行い、市民の皆様方に安心して使っていただけるよう、公共施設、インフラ施設の安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、危険空き家の解消に向け、平成28年度に創設いたしました危険空き家の解体補助制度を継続いたし、空き家の適正な管理を行ってまいりたいと思います。

自然環境の保全やごみ減量化の推進につきましましては、資源循環型社会を構築いたし、自然環境を守るための取り組みとして、生ごみ処理機への助成、資源ごみ回収する団体への助成を継続して行います。資源リサイクルの取り組みも推進してまいります。また、高齢者福祉施設等に紙おむつ処理装置をモデル的に設置いたし、芸北広域きれいセンターへの紙おむつの持ち込み量の軽減の実証実験を行ってまいりたいと思います。

続いて、市の活性化、元気と活力を与える取り組みでございます。

市外からの移住・定住を促すためには、安芸高田市そのものが魅力にあふれ、活気に満ちている必要がございます。本市の文化や地域資源を

生かした魅力づくり、本市の産業を活性化させる活力づくりに力を入れ、それを市外の人に発信をするとともに、私たち市民がそのことに誇りを感じ、元気と活力を得られるようにしなければなりません。

まず、本市の魅力づくりについてでございます。

本市には、豊かな自然、特徴的な歴史、独特の文化、多彩な観光資源など、多くの宝がございます。

新たな魅力づくりとして取り組みを進めているのが、田んぼアート公園整備事業でございます。これまでに、実験圃場での稲の生育調査、運営団体の設立等、準備を進めてまいりました。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、外国人も含めた観光客の増加に伴う経済効果と、子供たちにも田植えや稲刈りに参加していただき、農業への理解や本市への親しみを感じてもらう効果があると考えております。新年度では、実験圃場でのアートの試作や、公園用地の造成工事を実施するように考えております。また、市民の方々に参画してもらうために、子供たちのペットボトルを使ったアートの作成とか、身体障害者のアートの活動の粘りも活用していきたいと考えております。

なお、この事業につきましては、民間企業からの財政的支援を取り入れる企業版ふるさと納税を活用することにより、新たな制度の活用により、これまでにない財源確保にも挑戦してまいりたいと思っております。

また、新たな道の駅につきましても、整備を進めてまいります。平成30年7月の豪雨災害等の影響により、資材の高騰や技術者の不足等により進捗がおくれておりますが、施設整備ともに運営会社の設立、生産者への支援、集荷システムの構築等を含めて、鋭意努力し、進捗を図ってまいります。農産物など、地域産業の振興の拠点、文化・スポーツ・歴史などの観光情報の発信拠点、大規模災害が起きたときの防災拠点などに加え、女性や高齢者に優しいトイレや、ドライバーに配慮したノーバック駐車場など、県内で初めての従来の道の駅とは違う新たな魅力を持つ道の駅を目指してまいりたいと思っております。

もう一つの新しい観光への取り組みとして、民泊を推進してまいります。新しい観光ニーズとして、その地の民家やお寺などに民泊をし、その地ならではの活動などを体験する民泊がございます。これまで、民泊受け入れ家庭や体験プログラムの掘り起こしを進めてきたところでございます。市観光協会と連携いたし、具体的な応援・支援体制を整え、民泊事業を推進してまいりたいと思っております。

あわせて国内外の観光客に本市の魅力を伝え、興味をもってもらい、本市を訪問地として選んでいただくため、観光ポータルサイトを構築したいと思っております。また、観光振興施設の長寿命化を見据えた改修等につきましても、計画的に推進してまいりたいと思っております。

本市の宝の一つである神楽を活用した観光振興・地域振興施策につきましては、高校生の神楽甲子園や、東京・大阪など大都市圏での神楽公演が大きな反響を呼び、海外での公演も経験するなど、着実に成果を上

げてきたところでございます。神楽が盛んな広島県の中でも、ひろしま安芸高田神楽をさらに魅力あふれるものにしていきたいと考えております。

本市には、神楽のほかにも、はやし田、子供歌舞伎など、独特の文化がございます。これらの文化芸術を体系的にまとめた振興計画のもと、本市の文化芸術の振興を図ってまいりたいと思います。

毛利氏の史跡関係では、現状に見合う保存・管理・活用を行うため、昭和63年度に策定いたしました史跡毛利氏城跡保存管理計画を見直し、新たな保存活用計画を策定してまいりたいと思います。

また、平成28年3月に国の史跡に指定された甲立古墳につきましては、その後、近くに第2、第3の古墳が発見をされました。特に甲立第2号古墳につきましては、国の史跡への追加指定の可能性もあり、確認調査・報告書の作成を行っているところでございます。今後、保存活用とあわせて、取り組みを進めてまいりたいと思います。

芸術の分野では、平成13年度の開館以来、17期を迎えた八千代の丘美術館の歴代入館作家が残された美術作品を4月に県立美術館県民ギャラリーにおいて展示をいたします。

これらの本市の魅力の発信には、ふるさと応援の会の皆様方にも大きな協力をいただいております。幅広い知見と人脈、本市に対する深い愛情をもって、強力なサポーターとなっておられます。

次に、地域おこし協力隊の皆様方には、市外からの視点を持ち、本市の魅力を発信していただくと同時に、本市に定着し、さまざまな新しい風を起こし、大いに貢献をしていただいているところでございます。

また、情報発信の手段として、ふるさと納税がございます。インターネット上のポータルサイトの数もふやし、大幅な申込件数の増加につながっているところでございます。本市の特産品等を返礼品として、全国に発送することにより、本市をPRするとともに、特産品の販売促進につながり、全国の皆様に本市を知っていただく手段として有効な手段と考えております。今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。

関係人口を地域に呼び込むためには、情報発信とともに、地域の意識改革も大切であります。地域によっては、少子高齢化の進行で地域の担い手不足が深刻になり、新たな取り組みが行いにくくなっている地域も出始めております。地域に出身者や家族を呼び戻す、あるいは関係人口を呼び込むという意識を持っていただくことも大切でございます。人口減対策を行政施策として進めるとともに、地域住民みずからが地域の担い手、後継者の確保を進める動きも必要でございます。新年度では、地域振興組織支援事業として、モデル地域を選定いたし、その地域の調査・分析・計画づくりに取り組み、順次市内全域に展開していきたいと考えております。協働によるまちづくりとともに、地域振興会への活動を支援してまいりたいと思います。

多文化共生につきましては、第2次安芸高田市多文化共生推進プラン

に基づき、取り組みを強化してまいります。国際交流イベントや各種啓発、日本語教室の開催などに加え、在住の外国人にとっても暮らしやすい環境を整えるため、推進員・相談員のスキルアップと通訳員の増員を行いたいと思います。このことにより、外国人の安心サポートと他の自治体からの外国人の移住も促進してまいりたいと思います。

さらには、56年ぶりに東京で開催をされるオリンピックを前に、外国人観光客、人出不足の解消のための外国人の人材の受け入れ、ほかの自治体からの外国人移住促進などを見越して、市民総ガイド構想・ホスピタリティで相互満足を掲げ、スマートフォンやタブレットの端末の翻訳機能を活用するなど、市民と外国人のコミュニケーションを深め、市民のホスピタリティ、いわゆる、おもてなしの心の醸成を図りたいと考えております。ホスピタリティは、双方が喜びを共有し、両者の間に相互満足があつてこそ成立をするものと考えております。これによって、信頼関係を深め、ともに価値を高めていくことにつながると考えております。

次に、活力づくりについてでございます。

生産性・収益性の高い農業の実現に向けて、吉田口地区圃場整備事業、羽佐竹地区大規模野菜団地整備事業について継続をして整備を推進いたし、農業経営の安定化を図ってまいります。

さらに、道の駅産直市開業に向けた生産拡大の担い手の機械等整備、野菜生産者のハウス建設、循環型農業の推進に対する助成等、地域農業の担い手を支援してまいりたいと思います。

今年度、森林環境教育の一環として取り組みました、森の学校プロジェクトを継続いたし、人が山に入る仕組みづくりとして、新たな森林経営管理制度を活用しながら、森林資源の適切な管理と持続的に行う仕組みを構築してまいりたいと思います。

シカ・イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、捕獲班及び有害鳥獣対策実施隊による効果的な捕獲、防護柵設置への補助を継続するとともに、寄せない、入れない、捕まえるの取り組みを市民の方と連携して行い、農林業への被害を抑えていきたいと考えております。

本年10月から消費税率の引き上げに伴い、国の施策として、プレミアム商品券の発行が行われます。これは低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、住民税非課税者及び3歳未満の子供に対して、国からの交付金を受けて実施するものであります。本市においては、3歳以上の未就学児にまで範囲を拡大をして市独自の支援を付加して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成31年度予算編成の提案に当たりまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。

新年度におきましては、引き続き災害からの復旧復興に全力で取り組むとともに、最重要課題として位置づけました人口減対策について、着実な成果を求めた施策展開を図ってまいりたいと思っております。

また、さまざまな要因による厳しい財政状況につきましても、財政健全化計画を見直し、第4次行政改革大綱を新たに策定いたし、その取り組みを着実に進め、本市の財政状況の不安を一掃できるよう努めてまいりたいと思います。

災害からの復興、人口の社会増、財政の健全化に向けて、成果が出せるよう、最大限の努力をすることをお約束をいたしまして、平成31年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○先川議長 これをもって、施政方針を終わります。
この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第6 議案第25号 平成31年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第7 議案第26号 平成31年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第27号 平成31年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第28号 平成31年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第29号 平成31年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第30号 平成31年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第31号 平成31年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第32号 平成31年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第33号 平成31年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第15 議案第34号 平成31年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第6、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第15、議案第34号「平成31年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第25号から議案第34号までの10議案について一括して提案の理由の御説明を申し上げます。

これらの案は、平成31年度の各会計の予算を調整いたしましたので、議会へ上程いたし、議決をお願いする案件でございます。

初めに、議案第25号「平成31年度安芸高田市一般会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ212億3,600万円とするものでありま

す。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めるものであります。地方債につきましては、その借入限度額を21億6,110万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入の限度額を40億円と定めるものでございます。

次に、議案第26号「平成31年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億8,113万9,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入の限度額を7億円と定めるものであります。

次に、議案第27号「平成31年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,977万8,000円とするものであります。

次に、議案第28号「平成31年度安芸高田市介護保険特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億9,367万2,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入の限度額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第29号「平成31年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,427万3,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を3,240万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入の最高額を2億円と定めるものでございます。

次に、議案第30号「平成31年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,653万9,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を1億4,870万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入の最高額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第31号「平成31年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,437万3,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を8,320万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入額の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第32号「平成31年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,176万7,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を2,780万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入の最高額を

7,000万円と定めるものであります。

次に、議案第33号「平成31年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,075万6,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入の最高額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第34号「平成31年度安芸高田市水道事業会計予算」であります。

本案は、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を10億630万1,000円とするものであります。予算第4条は資本的収入の予定額を2億6,844万円、資本的支出の予定額を5億7,252万2,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額3億408万2,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,366万円、過年度分損益勘定留保資金1億611万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,430万7,000円で補填をするものであります。

第5条に定めます企業債の限度額を、2億3,140万円とし、第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものであります。

予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費につきましては、議会の議決を経なければ、他の経費の間で、流用ができないと定めるものであります。

次に、予算第9条は、水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を3億2,500万円とするものでございます。

以上、議案第25号から議案第34号までの10議案について、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第1号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第16、議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

道の駅の開業に向けて、運営会社の創立、創立後の体制整備及び運営計画の策定などの諸準備に迅速に対応していくため、道の駅事業調整員を設置することに伴い、所要の改定を行うものでございます。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第2号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第17、議案第2号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、新設いたします、仮称甲立地域交流センターと安芸高田市生活改善センターの設置及び管理条例を廃止することに伴い、同条例に規定する、高宮川根生活改善センター及び川根地域振興センターの計3施設を追加すること、施設利用料金等を見直すことに伴い、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第3号 安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第18、議案第3号「安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高齢者福祉施設整備の財源となる基金を、今後広く市民の健康と福祉の向上施策推進に、有効的に活用していくため、安芸高田市地域福祉基金条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第4号 安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

○先川議長 日程第19、議案第4号「安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第4号「安芸高田市公共施設使用料の適正化及び消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、公共施設の使用料等について、受益者負担の適正化の考え方に基づき、関係条例の使用料等を改正するものであります。

あわせて、本年10月1日から消費税率引き上げに伴い、安芸高田市道路占用料に関する条例などを改正するほか、安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○先川議長 日程第20、議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、仮称、甲立地域交流センターのほか、6施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、施設の設置目的や特性、またこの間の管理運営状況を総合的に検証し、判断したものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第6号 新市建設計画の変更について

○先川議長 日程第21、議案第6号「新市建設計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第6号「新市建設計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の改正により、合併特例債を活用した事業計画が5年間延長することが可能となったため、本市の新市建設計画の計画期間を5年間延長するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第7号 過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第22、議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施する事業につきましては、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業が対象となります。

このことから、新年度において、新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第8号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第23、議案第8号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成30年度から県単位化され、運営をされている広島県の国民健康保険について、県から示された指示数値に基づき、国民健康保険税の税率を改正するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第9号 安芸高田市認定こども園設置及び管理条例

日程第25 議案第10号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第24、議案第9号「安芸高田市認定こども園設置及び管理条例」

の件、及び日程第25、議案第10号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第9号及び議案第10号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第9号「安芸高田市認定こども園設置及び管理条例」についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成31年度より、安芸高田市立保育所の一部を保育所型認定こども園に移行することに伴い、設置及び管理条例の制定を行うものでございます。

次に、議案第10号「安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、安芸高田市立保育所の民間移管に伴う閉園、並びに認定こども園への移行に伴い、安芸高田市保育所条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第9号から議案第10号までの2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第26 議案第11号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第26、議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲田児童クラブの完成に伴い、所在地を改めるため、並びに吉田町内の学校統合に伴い、児童クラブの名称を改めるため、安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 それでは、議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、議案書に合わせてお配りしております説明資料に基づきまして要点の御説明をさせていただきます。

説明資料をごらんください。

児童クラブの現状でございますが、平成30年12月1日現在、安芸高田市内には13の児童クラブがあります。定員は625名で、登録者数は613名です。待機児童はございません。定員を登録数が超えているクラブもございまして、実際には1日に利用する児童数は、ほぼ定員の範囲内でございます。夏休みなど、利用児童が増加する際には小学校と連携し、空き教室を利用して運営を行うこともございます。

本条例の改正点につきましては、①甲田児童クラブは、現在甲田小学校内きらりホールで運営しておりますが、今後新設された甲立地域交流センターとの複合施設の所在地へ変更するものでございます。②平成31年度から郷野小学校と可愛小学校が統合することに伴い、郷野児童クラブが閉所するため、削除し、統合校である愛郷小学校に合わせて、ここにクラブを愛郷児童クラブに名称変更するものでございます。資料につきましては、2ページ目は甲田児童クラブの位置図でございます。3ページ目をめくっていただきますと、トイレ等共用部分も含んでおりますけれども、着色している箇所が児童クラブの管理部分でございます。同様に4ページ目は、愛郷児童クラブの位置図でございます。5ページ目は、同様にトイレ等共用部分を含んでおりますけれども、着色している箇所が愛郷児童クラブとなります。

それでは、議案書をごらんください。

第1条別表第1、1ページめくっていただき、上段、先ほど御説明いたしましたとおり、甲田児童クラブの所在地を改めるものでございます。また、第2条別表第1においても、先ほど御説明しましたとおり、可愛小学校区のにこにこクラブと郷野小学校区の郷野児童クラブを廃止し、新たに愛郷小学校内に愛郷児童クラブを開設することを規定したものでございます。

附則につきましては、本条例の施行日及び経過措置について、規定をしております。

今後も児童数の推移を注視しながら、必要であれば施設整備等の検討も行ってまいりたいと思います。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 議案第11号でございます。

甲田町児童クラブの場所の変更ということで御説明いただきましたが、

平成31年3月下旬に新しく完成する予定ということで、ここに表記されておりますが、現況とこの時期にきちんと予定どおりできるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○先川議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長

秋田議員さんの御質問どおり、現在施設におきましては、ほぼ完成しております。まだ検査等の段階、手直し等の段階がございますけれども、先週ぐらいですかね。中を拝見させていただきまして、非常にきれいな状態で完成しております。児童クラブの運営については十分間に合うものと考えております。

以上でございます。

○先川議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第12号 安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長

日程第27、議案第12号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第12号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、上位法である災害弔慰金の支給等に関する法律における自然災害による災害者への災害援護資金の貸し付けについて、市町村の判断に基づき、被災者のニーズに応じた貸し付けが実施できるよう、法律の改正が行われたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたしま

す。

○先川議長 この際、担当部長より要点の説明を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 それでは、議案第12号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年6月27日に交付されたことを受け、本市において災害援護資金の貸し付け要件等、必要な事項を定めるために、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案2ページをごらんください。

第14条の第2項、及び第3項は、法律の改正により、保証人に関する規定は市町村の判断により条例で定めることが適切であるとされたことから、本条例において保証人を付すよう規定するものでございます。この保証人は、貸し付けを受けたものと連携して債務を負担し、違約金も包含するものでございます。

なお、東日本大震災の際に、保証人がいない場合であっても、特例により貸し付けが認められたことを踏まえ、やむを得ない事情があった場合については、保証人がなくても市長の判断により貸し付けができるようただし書きを設けてございます。

第15条は、償還における規定で、第1項は多様な償還方法を選択できるように、これまで年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還を追加するものでございます。また、第3項は、保証人の規定を第14条に規定したことから、文言の削除、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条の保証人の規定が削除されたことに伴う条番号の整理でございます。

最後に、本条例の施行期日は、平成31年4月1日としております。この貸付制度について、本市においては、現在対象はございません。

以上で、議案第12号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の要点について御説明をさせていただきました。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 14条の保証人の件ですが、今説明がありましたが、市長が特に認める場合というのは、特に具体的にどういったことを想定されるのか。

あるいは東日本大震災の関係でということでありましたが、具体的にはどういう実態があったのかということをお知らせいただきたいと思っております。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 御質疑にお答えいたします。

保証人を付すかどうかという判断が市町に持たされた関係で、基本的

には債権回収が困難になる場合があるということで、保証人は付すべきか付さないべきかというのが判断の材料になっておりました。

基本的には、もしその債権が本人さんから返せない場合につきましては、本市が県に対して支払いを行うという状況が生まれます。なので、今回、私どもの判断といたしましては、保証人を付すべきというふうに判断をさせていただきました。先ほど、どのようなことがございましたが、やはり保証人をどうしても付すことができない、立てることができない方に対しても、生活再建ができる状況を考えて場合については、その状況に応じて対応させていただきたいということで、ただし書きをつけさせていただきました。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 ちょっとますますよくわからんようになったんですけども、県のほうに市のほうが負担するということになるという可能性があるというふうな話もありましたね。

であれば、だから、保証人を立てなくても市が保証人になるという形になるのかなど。どうもその辺が今の説明では十分理解できないんですけども。特別な状況を市長が認めたら、保証人を立てなくてもいいということですね。どういった場合に保証人を立てなくてもいいのかということをお聞きしたいんですけども。

○先川議長 答弁を求めます。
福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 説明が少し足りてないようで申しわけございません。

要は本人さんが貸し付けを受けられるわけですけども、それに対して払いがおくれたり、遅延されたりという形になると違約金が発生したりとか、そういう形が想定されます。ただ、東日本大震災のように非常に多くが、被災に遭われて、どうしても保証人である方を立てることができない場合ということも想定されます。そういった場合については、市長が判断するという形で御説明をさせていただきました。

先ほどもう一つお伝えしましたように、もし支払いが行われなかった場合があると、当然市のほうが立てかえて、その違約金をその期日までに払わなければならないという状況が生まれます。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 東日本大震災の場合は、保証人になるべき人が本当に多数の方が犠牲になられたんで、いないという状況があるということは理解できますけれども。債務を負担できない方が出たら市が負担するんだということも

わかりますけれども。市が負担をするということがないようにするというのが前提で、この制度というのはあるんだと思うんですが、その場合に市が判断するわけですから、どういった方なら保証人を立てなくてもいいというふうなことを市が判断することだというふうに今聞いたんですけども、だったら具体的には安芸高田市が想定する、保証人を立てなくてもいい場合というのは、どういった状況があるのかということです。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 基本的には、今、熊高議員がおっしゃったように、本市とすれば保証人を立てるべきというのが考え方でございます。保証人を立てて、債権を回収する。要は違約金も連帯保証を受けていただく保証人さんも、その連帯保証を受けていただく。要は基本的には、保証人を立てるのが本条でございます。

ですが、先ほどおっしゃられたように、大きな大震災であったり、そういった場合について、保証人を立てなくてもという形を想定しております。

以上でございます。

○先川議長 今、熊高議員の質疑は、いわゆるどういうケースでそういう保証人を立てなくてもいいのか。具体的に例示してくださいという質疑だったと思いますが、答弁においては、その具体的なところでは出なかったわけですが。そのところが政治的な判断になるのか。いわゆるその答弁が欠けていたと思いますので、どなたか責任のある方の答弁をお願いいたします。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 先ほど、福祉保健部長が答弁した内容を少し補足させていただくということでお答えをさせていただきたいと思います。

例外的な状況というのはどういった場合かということだと思うんですが、大災害等が起きて、どうしても自分の保証人を立てれる人が少ない、そういった極端な場合が生じたときに、そういった場合においては、市長の判断等により、ということの一つは入れておく必要があるんじゃないかということで、ここにただし書きとして入れさせていただきたくらいということで御理解いただきたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 今副市長のほうがおっしゃっていただいたことで、基本的には理解するんですが、そういった大規模災害以外には、そういった具体的には想定をしないという、逆に判断をさせていただければいいということですか。だから、東日本大震災と同じように、大規模だった場合に保証人が立てられないと。そういったことだけを想定して特別に市長が認めると

ということだけに限定されるというふうに、今の御答弁では受けとめますけど、それによろしゅうございますか。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 状況的にはそういった場合も想定されるわけですが、まだどういった状況が想定されるか、この場合にはまだ確定ではない部分もあると思います。そういったことも含めて、状況に応じたら、本当に保証人等が立てられない場合、そういうことがあるかもわからん。そういったことも含めた、条例として理解をいただきたいと思います。それだけの固定したものではありませんということですよ。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点お聞きします。

今担当部長のほうは、該当者が安芸高田市にはいらっしやらないと言われたんですけども、お問い合わせとか、こういう法改正もあつたいうことで、また新たな問い合わせがあると思うんですが、全然、問い合わせも全然担当課のほうには入ってないんですか。

その1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 問い合わせというよりも、今回災害がございましたので、全壊の方、半壊の方ございました。その方については、こういう制度がございますということは御紹介しております。

これにつきましては、適用するものがございますので、その方については御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

○先川議長 討論がありますので、本案に対する反対の討論の発言を許します。

(討論なし)

○先川議長 反対の討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成の討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 先ほど質疑で大方の理解はできましたので、賛成をしたいと思います
が、その状況に応じて、その都度判断するんだということもありました
ので、その辺の判断の状況をしっかりと、その状況に応じてしていただ
く。状況というのは前例になるわけですから、そういったことも含めて、
今後そういった事例があれば、私たちにも知らせていただくということ
も含めて、情報をしっかりと開示をしていただきたいということをお願い
をして賛成討論とさせていただきます。

○先川議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号「安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の
一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第13号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第28、議案第13号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条  
例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」につい  
ての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、重大な消防法令違反の建物について公表する制度を実施する  
に際し、関係条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいた  
します。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長より要点の説明を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 議案第13号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」につい  
て、要点の御説明をいたします。

議案書に合わせ、説明資料を提出しておりますので、こちらのほうか  
ら説明をさせていただきます。

違対象物公表制度の概要について、整理をしたものでございます。

2の制度化の背景に記載しておりますとおり、この制度は、平成24年  
のホテル火災や平成25年の認知症高齢者グループホーム火災など、多く  
の死者を出した火災の実態を踏まえ、総務省消防庁が全国的に緊急調査  
をしたところ、重大な消防法令違反の建物がなお多く存在していること

が判明したことから、全国の消防機関に対し、これらの建物を公表する制度を実施するよう指導してきたものでございます。

この制度を実施することによりまして、1に記載しておりますように、利用者の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者に対しては、防火管理業務の適正化、及び消防用設備の適正な設置を促進させるものであり、今後本市においても、この制度を実施いたしたく考えておるところでございます。

公表の対象となる建物は、不特定多数の人々や、自力で避難することが困難な人々が利用される建物とし、具体的には例示のとおりでございます。

また、公表の対象となる違反は、消防法令により、設置が義務づけられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置などでございます。

公表の時期は、消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者にその旨を通知した日から14日が経過しても違反が是正されない場合とし、その期間は是正されるまでの間といたします。

また、公表は安芸高田市ホームページを活用し、防火対象物の名称、所在地、及び消防法令違反の内容等を記載して行います。

この制度を実施するに際し、その根拠を明確にする必要があることから、このたび安芸高田市火災予防条例の一部を改正したいとするものでございます。

以上で、資料の説明を終わり、引き続き議案書のほうをお開きください。

表は、右が改正前、左が改正後でございます。目次は省略し、2ページ中段、防火対象物の消防用設備等の状況の公表と題し、第48条第1項において、公表制度の趣旨及び違反建物を公表することができるものの根拠について、同条第2項において、公表する際の関係者に対し発する、通知について、また同条第3項においては、公表の対象となる建物及び違反の内容、並びに公表の手続の要領を規則で定めることについて、それぞれ規定をいたします。第49条以降は、条ずれによるものでございます。

なお、附則において、施行期日を平成32年4月1日とし、今後1年余り周知期間を設定して運用いたすものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番 前重昌敬君。

○前重議員

先ほど、この附則ですよね、32年4月1日からということで、消防長のほうから猶予ということがございました。位置づけの理由としてですね。その猶予といったものが必要であるのかどうか。多分、これ全国的な形で示されていると思うんですが、これは全国的な形で1年猶予の形で、

来年32年、全国的な形だろうと思うんですが、4月1日からということになっているのかどうか。その辺を含めて、お答えをいただきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 附則の施行期日、御説明した際に申し上げましたのは、今後1年余り周知期間を設定して、と申し上げたというふうに思っております。間違っ

て説明してありましたら、御容赦いただきたいと思います。  
しっかり市民、あるいは建物関係者に、このことを周知をして、それから公表をしていくということで、これは全国的な流れの中で、こういう手法をとっております。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前重議員 すいません。私のほうのちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。周知ということでした。訂正をさせてください。

今、周知ということでありましたが、これはもうそういう死亡とか起きてるわけですね。こうした形が起きてるのに、どうしてそういう周知をこの1年間でしていけないといけないのか。特にこういうものは、厳しく処罰をされるような状況じゃないかと私は考えるのですが、そうしたところは、周知とか、こういう1年間で、それは全国的にそうであればとは思いますが、その理由ですね。

やはり、こうして亡くなられてる方が、多くの方が出てきている状況の中で、これはすぐ4月1日から私はやるべきだとは思いますが、その辺を含めて再度お答えをお願いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 速やかに実施、施行していくべきものという御質疑でございますけれども、先ほども申しましたとおり、全国的な流れの中でしっかりそこら辺を、市民、あるいは建物関係者に周知をしていくということで、1年間の期間を設定しております。

なお、おっしゃるとおり、この違反というものを覚知して、特に重大な違反を消防機関が覚知しているのに、その間住民に知らせないというのも課題があると思っておりますけれども、当本部におきましては、29年度からこうした違反の建物については、徹底的に査察、指導をしております。この取り組みということを含めて、説明をする、あるいは指導をする中において、一定の効果もあらわれておるという状況がございます。

平成30年4月現在で、違反建物、これ棟数ですけれども、7件ございました。消防法令の免責要件等、改正される中、あるいは用途の変更等によって、増改築をされる中で免責オーバーしたというようなことで、違反の対象になったという建物もございますが、制度開始に向け、指導強

化いたしましたことによりまして、3件が是正をしております。

平成30年12月現在におきましては、残り4件ございますが、いずれも是正の意思を示されておりまして、現在のところ、前向きに取り組みを進めていただいております。

引き続き、強力に指導を推進いたしまして、施行期日までには違反對象物ゼロを目指してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○先川議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

前重委員の質問とも関連するんですが、現況を聞きたいと思ったんですが、報告をいただきましたが、全体でこの対象となる建物の棟数というのは全部でどのくらいなのでしょう。お伺いします。

○先川議長

答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長

このたびの違反對象物公表制度に係る、いわゆる対象となっておる建物の棟数でございますが、自動火災報知設備につきましては、全体で194棟ございます。屋内消火栓設備で申しますと、41棟。スプリンクラー設備で申しますと、全体で26棟。これを消防本部のほうでは把握をしておるところでございます。

以上です。

○先川議長

答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

ですから91、41、26の合計の中の7件が是正勧告して、現在3件が是正したと、残り4件だというふうに理解してよろしいですか。

○先川議長

答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長

自動火災報知設備で194棟、それから屋内消火栓41棟、スプリンクラー設備26棟、これらの中で、違反があったものが7件ございまして、現在までに3件が是正し、残りの4件も是正に向け取り組んでいただいております。

以上です。

○先川議長

答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

私は数を94と言いましたが、最初の自動火災報知設備という部分194ですね。この残り4件というのは、どの分の対象の4件ですか。それぞれ区分がありましたよね。区分の中の数がありました。その中の最終的に4件残っておりますということで、どの部分の4件ですか。お伺いします。

○先川議長

答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 現在、是正の意思を表示していただき、前向きに取り組みをいただいておりますが、自動火災報知設備において該当しておるのが2件。屋内消火栓について該当しておるのが2件。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第13号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第14号 安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第29、議案第14号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第14号「安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の主要事業として取り組みを進めてまいりました、学校規模適正化推進事業につきまして、今般、高宮地区において、来原小学校、船佐小学校が平成32年4月1日に統合することで、合意形成を図ることができましたので、該当する小学校の名称及び位置について改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第30 議案第15号 平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第31 議案第16号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第17号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第18号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第34 議案第19号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第20号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第21号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第22号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第23号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第24号 平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

○先川議長 日程第30、議案第15号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」の件から、日程第39、議案第24号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第15号から議案第24号までの10議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第15号「平成30年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億874万1,000円を減額し、予算の総額を238億8,175万5,000円とするものであります。

次に、議案第16号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億11万円を追加し、予算の総額を36億563万1,000円とするものであります。

次に、議案第17号「平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,731万2,000円を追加し、予算の総額を4億8,340万4,000円とするものであります。

次に、議案第18号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,165万1,000円を追加し、予算の総額を46億3,844万7,000円とするものでございます。

次に、議案第19号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ103万3,000円を減額し、予算の総額を2億8,507万円とするものであります。

次に、議案第20号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ924万2,000円を追加し、予算の総額を8億7,297万6,000円とするものであります。

次に、議案第21号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ555万4,000円を減額し、予算の総額を5億1,227万9,000円とするものであります。

次に、議案第22号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,824万4,000円を減額し、予算の総額を3億3,852万9,000円とするものであります。

次に、議案第23号「平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、予算の総額を1,136万2,000円とするものであります。

次に、議案第24号「平成30年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益を1,061万8,000円減額をいたし、支出につきましては営業費用を454万7,000円減額し、予備費を607万1,000円減額し、予定総額を10億247万円とするものでございます。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、5,472万5,000円を減額し、予算総額を1億7,611万2,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、5,742万4,000円を減額し、予定総額を4億5,865万円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,253万8,000円

は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,413万9,000円、過年度分損益勘定留保資金4,263万2,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,576万7,000円で補填をするものであります。

予算第5条に定めました起債の限度額を5,000万円減額し、1億4,460万円に定めるものであります。

以上、議案第15号から議案第24号までの10議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、2月25日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員